省　令

○財務省令第九号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第三項、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第三十条第十一項、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の三第二項、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第一項及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第百五条の二第一項」に、「別記様式第十九の三の十」を「別記様式第十九の三の九」を含む。）」を「第百五条の二第一項」に、「別記様式第十九の三の十」を「別記様式第十九の三の九」に改める。

一　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の十二第四項第六号

二　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）第十六条の四第二項第一号ホ

三　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）第四条第二項第六号

（所得税法施行規則及び消費税法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第百四条の四第五項（申請による取消し）（同法第百五条第二項（免許の失効）において準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第一項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）」に、「別記様式第十九の三の十」を「別記様式第十九の三の九」に改める。

一　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七条第二項第五号

二　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第十五条の七第一項第一号ヘ

附　則

この省令は、令和七年三月二十四日から施行する。

○厚生労働省令第二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 劇薬 （略）	**別表第三**（第二百四条関係） 劇薬 （略）
有機薬品及びその製剤 一～八十一の十五　（略） （削る）	有機薬品及びその製剤 一～八十一の十五　（略） 八十一の十六　四―ヒドロキシ―二―メチル―N―（五―メチル―二―チアゾリル）―二H―一・二―ベンゾチアジン―三―カルボキサミド　一・一―ジオキシド（別名メロキシカム）及びその製剤 （新設）
八十二～百三十三の五　（略） 百三十三の六　メロキシカム及びその製剤。ただし、一錠中メロキシカムとして一〇mg以下を含有するものを除く。 百三十三の七～百三十三の十五　（略） 百三十四～百四十二　（略）	百三十三の六～百三十三の十四　（略） 百三十四～百四十二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第百三十三号の六ただし書に規定する製剤であって、令和七年九月二十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

告　示